

**有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び
定期点検の方法について
(第 2 次答申案)**

1. はじめに

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会での審議を経て、6月14日に成立、6月22日に公布されたところであり、今後、改正後の水質汚濁防止法（以下「改正水濁法」という。）の施行に必要な事項についての検討が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成23年7月15日、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」諮問された。諮問された内容のうち、有害物質貯蔵指定施設については9月29日に第一次答申としてとりまとめたところであり、本答申は、諮問された内容のうち、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）の設定及び定期点検の方法について第二次答申として取りまとめたものである。

2. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について

平成23年2月15日付け中央環境審議会答申「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」（以下「答申」という。）では、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による有害物質の漏えいが地下水汚染の原因の大半となっていること等を踏まえ、地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水質汚濁防止法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要とされた。

これを踏まえ、改正水濁法では、新たに、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、施設に係る構造等に関する基準を遵守しなければならない義務が課せられた。ここで遵守すべき基準は、改正水濁法第12条の4において、「有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準」であり、具体的な内容は環境省令で定めることとされている。また、併せて、改正水濁法第14条第5項において、有害物質使用特定施設等について、「環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない」とされた。

ここでは、環境省令で定めるべき有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造等に関する基準及び定期点検の方法について、答申を踏まえ、事業者によって既に講じられている地下水汚染の未然防止に有効な対策を十分に踏まえること、既存施設における実施可能性にも配慮して定めること、及び業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ必要な性能を定めることに留意して、構造等に関する基準を適用すべき対象、構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成及び内容について審議した。

その結果、構造等に関する基準及び定期点検の方法については以下のとおりとすることが適当である。

(1) 構造等に関する基準の対象

次の事項について構造等に関する基準を規定する。

- ① 有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲
- ② 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備（配管等及び排水溝等）
- ③ 有害物質使用特定施設等のうち地下貯蔵施設本体
- ④ 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転

(2) 構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、改正水濁法の施行後に新たに設置される施設（以下「新設の施設」という。）に係る構造等に関する基準を基本とする一方で、改正水濁法の施行の際に既に設置されている施設（設置の工事がなされているものも含む。以下「既設の施設」という。）については、実施可能性にも配慮した基準を設ける。また、既設の施設に対しては、改正水濁法の施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間に関して必要な定期点検の方法を定める。

また、地下水汚染の未然防止に係る措置は、構造等に関する基準と定期点検の方法を独立して規定するのではなく、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定することを基本とする。

具体的には、構造等に関する基準について、次のように、新設の施設を対象とした基準（A基準）、既設の施設の実施可能性にも配慮した基準（B基準）を設け、それぞれに対応した定期点検の方法を組み合わせるとともに、既設の施設について法施行後3年間で適用できる定期点検のみの措置（C基準）の3つの水準の措置を設け、新設の施設についてはA基準のみを適用対象とし、既設の施設については、A、B、C基準（C基準は法施行後3年間に限る）のいずれかの措置を適用する。

1) 新設の施設を対象とした措置（A基準）

新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。

これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。

2) 既設の施設を対象とした措置 (B基準)

既設の施設に対する構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。

3) 既設について改正水濁法の施行後3年間で適用できる措置 (C基準)

既設の施設については、改正水濁法施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。このため、基本的には、新設の施設を対象とした基準及び既設の施設を対象とした基準(上記1)及び2))に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容はより充実したものとする。ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には配慮する。

(3) 構造等に関する基準及び定期点検の方法の内容

以上を踏まえ、構造等に関する基準及び定期点検の方法は別紙のとおりとすることが適当である。

3. 今後の課題

今回定める構造等に関する基準及び定期点検の方法では、漏えいや地下浸透の有無を検知する方法が重要な位置を占めていることから、対象施設からの有害物質を含む水の地下浸透の有無を低コストで検知できる技術について、開発、実証、普及等を行うことを検討する必要がある。また、必要に応じ、特に中小事業者への当該技術の普及方策についても検討を行っていくべきである。

4. おわりに

今回の諮問事項に対し、構造等に関する基準及び定期点検の方法について、以上の通り結論を得たところである。

今後の新たな制度の施行に当たっては、構造等に関する基準や定期点検の方法に関し、実態を踏まえた円滑な運用を図ることができるよう、具体的な運用の指針等について、至急検討、作成の上、地方自治体、事業者等の関係者に周知を図っていくことが必要であると考えます。

また、改正水濁法附則第6条の規定を踏まえ、改正水濁法の施行後において、改正水濁法の施行の状況を踏まえ、必要があるときは、今回定めた構造等に関する基準及

び定期点検の方法等について検討を行うことが必要であると考える。